

平成29年度第2回徳島県障がい者施策推進協議会 議事録

1 日 時

平成29年11月17日（金）
午後3時30分から午後5時10分

2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

3 出席者

【委員】（17名）

岩城由幸，大野元宏（代理出席），渡川明子，高原光恵，船戸まさみ，
森西香菜子，富樫一美，原照代，佐々木才子，福永岩一，西村三希子，
久米清美，平光江，奥村忠男（代理出席），東條美智子，浅尾真輔

【事務局】

障がい福祉課，健康増進課，労働雇用戦略課，住宅課建築指導室，
教育委員会特別支援教育課

4 会議次第

i 開会

ii 議事

- (1) 徳島県障がい者施策基本計画の素案について
- (2) その他

iii 閉会

議事（1）について

（事務局より説明）

会長：今事務局の方から説明がありましたが、ただいまの説明について、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

委員：たくさんあるんですが、構いませんか？まず1点目でございますが、前回の平成29年度第1回の施策推進協議会におきまして、私の方から、「素案の提示に当たっては、現状と課題を十分に踏まえた効果的な施策の検討をお願いしたい」としておったんですが、その回答として「そのように作業を進めて参りたい」という答弁でございましたけど、今回の各論の中の各節のそれぞれの項目で記載されている現状と課題についての記載がないように思いますが、県の方では現状どのように捉えておるのか、例示で構いませんのでお聞かせを頂きたいと思います。まず答弁のほうお願い致します。

事務局：ご質問ありがとうございます。今、委員からお話しがありました、確かに前回のとき「現状を踏まえた上で分析をして施策の方向性を検討させていただきたい」とご答弁させて頂きました。今回、数値としては検討の数値はお示しはできておりませんが、分析に当たっては、国の方向と合わせながら、地域移行を進めていこうと考えているところでございます。例えば、入所施設の状況、どのような障がい者の方が入所されているのか、というのを現状把握として調査させていただきました。例示を申し上げますと、入所者の中で支援区分6の入所者の方というのが平成26年のときには40.1%という数字がございましたが、平成28年度の状況といたしましてその数値が44.5%ということで、10.3%支援区分の高い方がいらっしゃるという状況も把握しました。それと65歳以上の入所の方がどれだけいらっしゃるかも併せて実態の調査をさせて頂いたところ、例えば平成26年度においては20.1%という割合が、平成28年度においては23%というところで伸びてきているという実態も把握させていただきました。そういった中で、今後、地域移行に向けて、どういった在り方にすべきかということも、今お話しさせて頂いたデータも踏まえながら、今後皆様のご意見も踏まえながら進めて行かなければならないのかなと思っております。

委員：それぞれの各節で見ていくと、例えば来年度以降、施設から地域へという問題がございますね。これもしっかり県の方で検討してもらわないと、ただ単に2%を外へ出すということではこれは大変なんです。例えば徳島県においては南海トラフという巨大地震の問題がございますから、ただ簡単に施設から地域へと考えてもこれは大変ですから。例えば眉山園に至っては、前理事長が耐震性の強い建物に替えてるんですから、これは外に出すより中に入所してる方が安全ということもございますので、こういう現状というものも調査してもらわないと困ります。それから相談体制についてもどこまで把握されているのか。各市町村は大変ですよ。例えば徳島市においては今、相談支援専門員が少ないですから間に合わないということがございますので、そういったところについても30年度以降県の方はどのように考えているのかということもこの計画に記載していただかなければい

けませんね。次いきますね。まず前回の資料で 新計画のところでございますが、この県の条例を実施する計画が記載されておりますことは、これは私は大いに評価したはずでございます。ところが、今回の各論の第1節ですね、これに2つの項目があるわけでございますけれども、1つが虐待の防止、それから権利擁護の推進、もう1つが障がい理由とする差別の解消、この2つとなっているわけですが、これは逆ではないかと思うんですね。重い条例が先にあって、そして次に2に1が来るべきだと考えておりますけど、これについていかがなものかと思っておりますので、先に答弁お願いいたします。

事務局：今委員からご意見をいただきましたが、昨年4月に「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」というのをつくらせて頂き、色々と進めさせて頂いているところでございます。計画については国の基本的な部分を参考にしながら作っているところもございますが、ただ今委員からもご意見をいただきましたので、そのことも踏まえまして構成の仕方というのをもう一度検討してみたいと思っております。以上です。

委員：十分に検討してくださいね。それから3点目でございますが、これまでもこの協議会において、私ども団体として強く要望して参りましたが、防災対策について、これは第5節でしょうか、市町村の避難所、あるいは特性に応じた避難所に応じた体制整備を行うということをして市町村を支援するというところでございますが、ただ書いただけではいかなので、ほんとにこの市町村がやるのかどうかということまで、助言なり指導をお願いしておきたいと思っております。絵に描いた餅にならないようにね。これはぜひぜひお願いをいたします。これはもういつ南海トラフ巨大地震がくるのかわからないという現実があるわけですから、これは急いでお願いをしたいと思っております。これも先に答弁お願いします。

事務局：ご意見ありがとうございます。計画が実効性のあるものとなるように、今後しっかり取り組んで参りたいと思っております。

委員：ありがとうございます。4点目でございます。これも大事な問題でございますけども、今回の協議会で協議するというところでございました数値目標について、先ほど説明がございましたが、これは一つお願いをしておきたいのは、いつもいつも文教厚生委員会の県議会の意見を聞いた後で我々のこの協議会に出してくるわけですが、これは大変昔から私けしからんといつも言っておるんですが、課長が新しくなる度にこれを忘れてる。ぜひ県議会の委員会で審議する前に、我々の意見を聞き、数値目標を掲載したものを、県議会の文教で審議していただきたいと、これをお願いをしておきます。

事務局：ご意見ありがとうございます。数値目標については、先ほど事務局の方から説明をさせていただきましたけれども、皆様のご意見を踏まえながらの策定といえますか、今ちょうど市町村の方から数値等々について私どもの方に上がってきているところございまして、精査というか、最終段階のところまできているところでございます。数値目標については最終成案ができる前までには何かの形でお示しさせていただきたいと思っております。それと、審議の日程の関係ですけれども、今委員からいただいたご意見を踏まえて

当審議会の日程等々を考えて参りたいと思います。以上です。

委員：ちょっと長くなりますが、第5点目、スポーツの推進でございますが、先般10月の28・29・30、第17回の全国障がい者スポーツ大会愛媛県大会に副団長として参加をして参りました。この時に愛媛県の施設の素晴らしさ、例えば私が行ったプールでございますが、障がい者の場合25mを使いますが、本来50mプールなんですけれども、それが25mのときはあとの25mがスッと下に下がるんです。で、50mを使うときはその50mを使うと。そういう素晴らしい施設がある。徳島県はプールにおいて障がい者が飛び込みができなくて、ある障がい者、これは知的の生徒さんでございましたけど、みんな飛び込みをしてるから自分も飛び込まないかなのかなという錯覚をしまして、足から飛び込んでそれから泳ぐという。先ほど競技力ということで事務局から説明がありましたけども、競技もへったくれもない。最初から勝負決まってるんですから。これはやっぱり施設の整備もさながら、その飛び込みくらいはできることを考えて頂きたいですね。まず答弁お願いします。

事務局：プールについてなんですが、施設ということですが「やります」とはなかなか言えないことではございます。今、障がい者の方には障がい者交流プラザのプールですとか、色々使ってはいただいておりますが、確かに飛び込みができるようなものではございませんし、おそらく県内でも、なかなかそういうところはないのではないかと考えております。ただ、私どもの方でこういう施設を整備しますとか、50mプールを作るとは、今の段階では申し上げることはできませんので、ご意見は心に留めさせていただいて、どういうふうに競技力をあげていくか、例えばその学生さんなりの競技力をあげる・水泳の練習をする、そういうところからまずははじめさせていただいて、施設のことに関しては懸案とさせていただければと思っております。

委員：これは私、第13回東京大会から気がついたことではございますが、5年間、当時13回大会のときに教育大の小笠原先生からこの指摘をされた。せめてこの飛び込みくらいの練習をさせていきたいということで、5年間ですから、まだできていないということですからちょっと問題があるかと。その時から私は申し上げていたんでね。障がい者のスポーツ協会ができたんですから、ちょっと腰据えて考えてくださいね。卓球とか、知的の子が第13回大会、最初の打ち方もわからないということで、我々よりも生徒がちょっと可哀想だった。その時も私が強く言って、育成会等をお願いしたり、スポーツ協会、当時は事業団でしたけれど、お願いして、各支援学校でそれくらいのことはマスターしてから出してください、ということで、それはそれぞれ各支援学校で力を入れてくださってるので、これは少し進歩したかなというように思っておりますので、そのことについては評価をいたします。最後に防災・防犯対策の推進。これの頭に防衛・防災・防犯対策の推進というふうな記載もこれから、今北朝鮮がいつ核が打ち込まれてくるかわからないというときに防衛力という軍備のことは県ができないでしょうけど、障がい者の気構えぐらいは教えていくようにした方がいいと私は思いますので、このことについては答弁はいりませんが、ぜひぜひ県の方で知事の方で検討をお願いしたいと思っております。長くなりました

が以上でございます。

事務局：色々委員からご意見をいただきました。いただいたことを踏まえながら今後計画の中で検討作業を進めて参りたいと思いますので、どうも色々ご意見ありがとうございました。

会長：その他委員の皆様ご意見等をよろしく願い申し上げます。

委員：ちょっと違うことなんですけれども、高次脳機能障がっていうすだち会の方とお会いしたときに、すだち会の方たちは「我々は精神（障がい）ではない」って言うんです。私たちは「精神障害者家族会」なんですけれども、事故とかでちょっと頭が揺さぶってよく似たようになってるけれども、我々は精神ではないって言うんです。もしできるのであれば、この会にお呼びしていただけたらお話がもうちょっと膨らむんじゃないかなと思ったりしてるんですけど、できないでしょうか。

事務局：あらゆる方からご意見いただいて色んな施策を推進していく会でございますので、委員さんからご意見いただいたことは確かにその通りだとは思いますが、ただ、この場においてそれがすぐに大丈夫かというのは誠に申し訳ございませんがご了承いただければと思っておりますので。ありがとうございました。

委員：頭の隅に置いて頂ければ結構です。

会長：それ以外に何かご意見等ございますでしょうか。ではこちらから順番に。

委員：まず 35 頁の防災・防犯等の推進、各論第 5 節のところ、この中に現状と課題というところで、災害時の安否確認について書かれておりますが、今現在、県内に訪問看護ステーションが 81 カ所あります。徳島県看護協会立の訪問看護ステーションは 4 カ所ありまして、その 4 カ所のステーションをみてみますと、約 100 名の難病の方、それから精神障がい者の方を訪問しております。そういった他の訪問看護ステーションがどの程度の方の訪問をしているかというのは把握してないんですが、看護協会立だけでそれくらいおいでますので、そういったところを安否確認とかにステーションとの連携とかを活用していただければ、災害時の安否確認が有効に使えるのではないのかなというふうに思いますので、ご検討いただけたらと思います。以前雪の災害が西部であったときにも、そういったことで市町村と連携をとって安否確認ができた例もございますので、ご検討いただきたいと思います。

事務局：ご意見本当にありがとうございます。確かに福祉と医療保健との連携というのは非常に重要な部分、特に災害時においては非常に重要な部分になるかなと思いますので、今頂いたご意見をほんとにありがたいなと思いつつ聞かせていただきましたので、ご意見いただいてまた関係課と連携を図って参りたいと思います。

委員：ありがとうございます。

委員：人材育成に関して、見込みというか見通しについて教えていただければと思います。1つは資料40頁、各論保健医療の推進の話題のところに、文中に1つ入っているんですけども、専門家の人材育成や連携体制の構築等という中に、できたばかりの資格、これから資格を持った人が出てくるであろう公認心理士等というような形で、新しい人材育成の話題も入っておりますので、そのあたりどういった形で数値目標をあげて実施できる見込みがあるのか、あるいはそれも含めて今後の次回までに検討いただくってということなのか、その点お答えできる範囲で教えていただければと思うんですけど。もう1点、続けて同じ人材育成に関して、スポーツに関して、先ほど委員からの質問や現状について、かなり徳島県内の状況が厳しい条件であることも伺いました。ここに障がい者スポーツ指導員の配置・派遣というふうな文言がいくつか出てるんですけども、十分に指導員の資格を持って、しかも色々な行事に参加・活躍できる人材確保となると、かなり人材育成の人数やその機会も充実させなければと思うんですが、そのあたりの見込みについて教えていただければと思います。そこはスポーツ協会に全権委任していますという現状なのか、あるいは人材育成ですので県としてのバックアップ体制でかなり協会と密に色々進めていく見込みがあるのか。見込みの段階でいいので教えていただければと思います。

事務局：スポーツの方まずお答えさせていただきます。スポーツは現在障がい者スポーツ協会が設立されておりまして、一義的にはそちらの方に、スポーツ指導員さんの養成とかをお願いはしているのですけれども、それは県と一緒に相談しながら進めていっております。実際、派遣も協会さんにいらっしゃる指導員さんを派遣することもございますし、例えばそれぞれの障がいの団体さんがあるのですけれども、そちらにいらっしゃる専門の指導できる方を派遣することもございまして、それについては私どもスポーツ協会と連携しながら進めていっております。確かに指導員を専門に、という方がなかなか少なく、兼務というか自分が働きながらという方も多いので、数が増えても実際に行ける方が少なかったりとか、そういう問題点はあるかと思うんですけど、徐々に相談しながら、また、県内のスポーツの振興の状況を見ながら、十分にお伝えできるような形で増やしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局：第6節の保健医療の推進の部分の40頁の一番下と思うんですけど、精神障がい者の関係なんですけれども、先ほど全体的な話として地域移行という考え方がございまして、精神障がい者に対してもそういった考え方が国の方でございまして、入院医療中心から今後地域移行への中心ということで、ある程度これから退院を促進していくと。長期の入院患者につきましては、退院ができるような病状の回復している方については、今後退院を促進していく。ただそれがやっぱり、当然地域の方で受け皿がないと、それがスムーズな退院の支援にもなっていないということで、今後そういう人材育成も含めた、色々な福祉の関係者の人材育成が当然必要になっていくんですけども。最後に、ここに公認心理士等ということで書かせてはいただいておりますけれども、数値目標的な部分

につきましては、先ほどの施策体系にもあった、もっと大きな保健医療計画という計画との整合性をとっていくことになるんですけど、そちらの方でもまだそういった部分の数値目標は出るようになっていないものですから、具体的には申し訳ないんですけどないので、今後の状況も踏まえて、こういった形の人材育成を進めていくか、これから検討させていただきたいと思っております。

会長：次の方どうぞ。

委員：よろしく申し上げます。相談支援体制の構築に関してです。資料の方の 58 頁・59 頁なんですけれども、市町村に対し基幹相談支援センターの設置に向け積極的に働きかけるといことなんですけれども、まだ現在徳島県内では基幹相談支援センター未設置の市町村ばかりだと思います。先ほどの話にもあったんですけど、相談支援相談員の数というのはなかなか増えていかないような状況ですし、各市町村の相談支援事業所や相談支援専門員の業務もかなり膨大なものと聞いておりますので、基幹支援相談センターの設置に向けては十分な人材の下で設置して運営ができるような働きかけをお願いできたらと思います。あと、同じ相談支援体制にも絡んでくると思いますが、60 頁の障がいのある子どもに対する支援の充実ということで、たくさんの具体的な取り組みの方が盛り込まれているのでとてもありがたいなとは思いますが、医療的ケア児の支援体制の充実であるとか、最近では障がいの疑いのある段階から児童の相談支援が開始する場合も多く、またこれも相談支援専門員の活躍できる場が増えてきてるところかとは思いますが、そういった分野についても相談支援専門員の役割が十分期待されているかとは思いますが、専門員の質の充実であるとか数の充実であるということを計画であるとか数値目標の方で十分に盛り込んでいただけたらと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。まず、相談支援の体制のご意見をいただきました。相談支援事業所については今市町村から委託を受けている事業所が県内で 28 カ所ございます。それで私どもが把握している相談対象者という数字を見てみますと、平成 28 年度の実績の中で見てみると約 9 千人の方が対象者数ということでデータがございまして、それから見ると、平均すると 1 カ所あたりの持たれてる相談件数というものが、非常に多いと感じております。現場の方からもやはり、持ってる件数が非常に多くて非常に苦しいというお話も聞いてるところでございまして、一方そういったことの中で、今障がい者相談支援センターで相談支援従事者研修という人材育成をやらせていただいております。それと、5 年ごとに、スキルアップ研修もセンターの方でやらせてはいただいております。ただ、相談支援事業所の相談支援専門員さんというのは、障がい福祉サービスを受けられるにあたっての一番基本的な、根本、根幹だと思っております。やはり色々なサービスを組み込まれたりとか、その地域の中で生活するにあたって、色々な生活面であるとか、就労面であるとか、そういった部分の相談していただける方が相談支援専門員であり、相談支援事業所でありますので、非常に大事な部分の機能を担っていただいていると思っております。一方で、かなり大きな件数を抱えているというふうな実態も現場の方からもお聞きしていますので、そういったことも含めて、この計画の中に今後体制をしっかりとやっていき

いということで書かせていただきたいし、そういう形で今後も進めていかななくてはならないのかなというふうに思っています。それともう1点、医療的ケア児のお話もいただきました。私どもの方はこれまで重症心身障がい児ということで、肢体に不自由な方、それと知的障がいも伴っている方ということで、重症心身障がい児を対象とした、色んな障がい児サービスも提供させていただいてきました。ただ一方で、知的は伴わないんだけど医療的ケアが必要なお子さんというのも、今、全国では1万7千人くらいいらっしゃるという話も聞いています。ですので、やっぱりもっと広いところで医療的ケアが必要な子どもさんに対する支援というのも必要だと考えています。そこで、昨年度、検討会議をもたせていただいて、重症心身障がい児、それと医療的ケア児を含む広い意味での障がい児の子どもさんに対し、今後の受け皿であるとか、地域でのネットワークをどうしたらいいのかというふうなことも、今検討を進めていってるところでございますので、今回の計画の中にも、色んなことを盛り込まさせていただいたんですけども、一方、検討会議の中でも実際どうしていくんだっていうのも考えていきながらそれも進めて参りたいというふうに思っております。

会長：その他何か。すみません、時間の関係がありますので、他ご意見ある方いらっしゃいますか。あとお2人ですね、ではお願いします。

委員：障がいの方が中学なり高校なり出て就職をされておりますよね？色んな一般企業にも就職されてる子どもたちがたくさんいると思うんですけど、確かに働きやすいように、就職しやすいように、就労支援とかもされてるんですけど、介護現場って結構障がい者の方が男の子女の子とよく働いてるんですが、高校を出て19歳の女の子から話を聞いてみたら、障がい者っていうのは自分で自覚されてるんですけども、事業所自体が便利に使っているというか、他の健常者の職員の中で仕事に関しても嫌な仕事を多くしているとか、あとお休みの取り方にしても常勤の人を優先して自分たちの希望は聞いてくれないとか、そういう、不満とかではないんですけど、ちょこちょこ聞こえてきたので、就労に就いたからといってその後のケアっていうんですか、そういうのも気にかけてくだされば。折角仕事に就けたのでやっぱり長く本人も働きたいだろうしというところもあるので、そういうところのケアもこれからしていただければという希望なんですけれども。

事務局：ご意見ありがとうございます。確かに、就職したんですけども、今後それが継続して続けていくっていうことは、本当に大事なことだと思っております。今委員から本当に大事な意見をいただきましたので、そういったことも含めて取り組んで参りたいと思います。

委員：先に県営住宅のことについて。障がい者枠の優先の抽選というのがあると思いますが、去年・一昨年とその障がい者枠の受付ができませんと断られたんですね。状況として今どうなってるのか、またこの計画にどのように盛り込まれているのか、わかる範囲で教えてください。

事務局：公営住宅につきましては、住宅課が所管をしております、障がい福祉課をはじめとする福祉の関係部局の方で優先入居の受付の事務をさせていただいております。ただ優先入居のルールにつきましては、公営住宅を管理しています住宅供給公社であるとか、PFI 管理センターというところが取り扱われています。その入居のお知らせの文書を拝見する限りでは、障がいのある方については身体障害者手帳で言いますと4級以上の方について優先入居の対象となるというふうに伺っております。その受付を断られたということについて、どういった理由で断られたかも含めまして、詳しい事情を後でお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

委員：はい、わかりました。

事務局：よろしくお願ひ致します。

委員：もう1点ございます。資料45頁。意思疎通支援のための視聴覚障がい者の点訳とか音訳ですが、「手話通訳要約筆記者の養成を行い」のところ、養成だけではなく、既に登録された方、現任登録者のスキルアップ研修というものがここには盛り込まれていません。それは盛り込むべきと考えますがいかがでしょうか。

事務局：スキルアップ研修につきましてはすでにやっていることもございますので、盛り込むことを検討させていただきます。

委員：ありがとうございます。

会長：そうしましたら各委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。ただ今いただきましたご意見を踏まえまして、計画の素案を修正して次回の協議会にて成案について検討するというところでよろしいでしょうか。異議なしということですので、それでは委員の皆様からの意見を踏まえて、今後の障がい者施策への積極的な取り組みをお願いすることとしまして議題の1を終えることと致します。またこれにて本日の議事はすべて終了することと致します。なお今回の協議会に関する議事録の公開内容については私に一任させていただくということでよろしいでしょうか？異議なしということで、ではこれを持ちまして本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様には長時間に渡りまして熱心にご論議をいただきありがとうございました。それでは事務局の方にマイクをお返しします。